

株 主 各 位

名古屋市中区錦二丁目14番21号

初穂商事株式会社

代表取締役社長 齋 藤 悟

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
愛知県産業労働センター（ウインクあいち）5階小ホール
3. 目的事項
報告事項 第58期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hatsuho.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税増税の影響も一服し、北陸新幹線の開通や中国人観光客によるインバウンド消費等が景気を下支えする結果となりました。企業業績は、原油価格の下落や雇用環境の改善から、概ね好調に推移して参りました。その一方、中国では株式市場の暴落や不動産投資の急激な冷え込みがあり、好調に推移していた輸出産業に、今後影響を及ぼす懸念が残りました。

建設業界におきましては、建設労働者の人手不足感が春先をピークに落ち着きを取り戻したものの、労務費は高止まりしており、建設資材価格も同様に高い水準に留まっています。建築需要は、概ね安定して推移しており、杭打ち偽装問題を発端にマンション等の販売が鈍ったものの、需要を大きく引き下げる要因とはなりませんでした。

このような経営環境の中、当事業年度において、過去最高の売上を計上した前期実績を上回ることができませんでした。これは主に、当初想定よりも建築需要が伸び悩んだことや、一部業種の職工不足による工事の遅延、住宅需要の低迷から、戸建て住宅向け太陽光パネル販売が大幅な減収を余儀なくされたこと等によるものです。利益面については、仕入コストの値上がり分を、販売価格に適切に転嫁することが十分にできなかつたことや、人件費の増加等により、利益率の低下をまねく要因となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、176億49百万円（前期比2.4%減）、営業利益3億60百万円（前期比21.5%減）、経常利益4億22百万円（前期比20.3%減）となりました。また、当期純利益は2億64百万円（前期比13.1%減）となりました。

事業部門別の売上状況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第 57 期 (平成26年12月期)		第58期(当事業年度) (平成27年12月期)		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
軽量鋼製下地材・不燃材	12,759	70.6%	12,975	73.5%	1.7%
建築金物・エクステリア	1,579	8.7	1,527	8.7	△3.3
鉄線・溶接金網	1,199	6.6	1,096	6.2	△8.6
A L C 金具副資材	937	5.2	882	5.0	△5.9
カラー鉄板・環境関連	1,509	8.4	1,079	6.1	△28.5
窯業建材金具副資材	97	0.5	88	0.5	△9.4
合 計	18,082	100.0	17,649	100.0	△2.4

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

平成28年度のがが国の経済見通しは、円安効果、原油安効果が一巡し、力強さに欠けるものの、堅調に推移していくものと見込まれます。また、世界経済におきましては、中国の景気減速や中東情勢を巡る欧州諸国の対立といった不安要素があるものの、当面横ばい状態が続くと予想されます。

建設業界におきましては、一部業種の職工不足により工事の遅延が続きましたが、徐々に解消してきており、後ろずれしていた工事物件が動き出すことが予想されます。また、建築需要は、堅調な企業業績を背景に、緩やかに回復していく見通しです。

また、10%への消費税増税が、平成29年4月から実施されることが決定し、平成28年度の下半期頃から徐々に、影響が表面化してくると予想されます。しかし、8%への増税時に比べ、企業業績に与える影響は限定的と想定されます。

当社におきましては、北陸3県の連携を強化すべく、平成28年1月から金沢デリバリーセンターを開設いたしました。今後も、既存拠点間を結ぶ中継基地の新設を計画しており、日本全国をカバーする販売網を築いていく事で、業界内における市場シェアのアップに努めて参ります。

そして、粘り強い交渉により適正価格による販売を進め、積載効率の見直しなど、効率的な配送体制によりコストダウンを図り、利益率の回復に努めて参ります。

内部統制の整備及び運用を強化し、コンプライアンスをより一層充実化させることで、企業としての社会的責任を果たしていく所存であります。

株主の皆様には、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 55 期 (平成24年12月期)	第 56 期 (平成25年12月期)	第 57 期 (平成26年12月期)	第 58 期(当事業年度) (平成27年12月期)
売 上 高 (百万円)	15,659	16,547	18,082	17,649
経 常 利 益 (百万円)	335	449	529	422
当 期 純 利 益 (百万円)	199	244	304	264
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	24円33銭	29円83銭	37円11銭	32円25銭
純 資 産 (百万円)	4,759	4,974	5,241	5,454
総 資 産 (百万円)	10,892	11,386	11,990	12,361
1 株 当 たり 純 資 産 額	580円78銭	607円16銭	639円82銭	665円95銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

重要な子会社はありません。

(11) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

次に掲げた建築用資材の販売を主な事業といたしております。

分 類	主 要 品 目
軽量鋼製下地材・不燃材	天井用鋼製下地材、間仕切用鋼製下地材、石膏ボードなど
建築金物・エクステリア	各種釘、針金、ビスなどの建築金物、物置、自転車置場、カーポート、門扉などのエクステリア商品
鉄 線 ・ 溶 接 金 網	鉄線、ミガキ線、特殊素材鋼線、特殊加工鋼線溶接金網など
A L C 金 具 副 資 材	A L C 取付金物など
カラー鉄板・環境関連	屋根材、外壁材、雨樋、太陽光発電、エコキュートなど
窯業建材金具副資材	スレート用金具、金属ジョイナーなど

(12) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

本 社	名古屋市中区錦二丁目14番21号			
営 業 所	名 港	名 古 屋 市	長 野	長 野 県 長 野 市
	熱 田	名 古 屋 市	福 山	広 島 県 福 山 市
	北	名 古 屋 市	北 関 東	埼 玉 県 川 口 市
	春日井	愛 知 県 春 日 井 市	福 岡	福 岡 県 大 野 城 市
	小 牧	愛 知 県 小 牧 市	長 岡	新 潟 県 長 岡 市
	豊 橋	愛 知 県 豊 川 市	岡 山	岡 山 県 岡 山 市
	静 岡	静 岡 県 静 岡 市	横 浜	神 奈 川 県 横 浜 市
	北 陸	富 山 県 射 水 市	千 葉	千 葉 県 千 葉 市
	四 国	愛 媛 県 松 山 市		

(13) 使用人の状況 (平成27年12月31日現在)

区 分	男 性	女 性	計 又 は 平 均
使 用 人 数 (名)	194	26	220
前 期 末 比 増 減 (名)	16 増	—	16 増
平 均 年 齢 (歳)	41.6	37.2	41.1
平 均 勤 続 年 数 (年)	15.0	9.5	14.3

(注)使用人数には子会社への出向使用人1名が含まれております。

(14) 主要な借入先 (平成27年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	166百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 23,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,701,656株 (自己株式 511,621株を含む)
- (3) 株主数 628名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ハツホ共栄会	1,421千株	17.3%
白百合商事株式会社	1,371	16.7
斎藤 悟	836	10.2
初穂従業員持株会	423	5.1
角田 典哉	306	3.7
斎藤 豊	301	3.6
斎藤 実	258	3.1
斎藤 信子	243	2.9
三菱樹脂インフラテック株式会社	240	2.9
斎藤 陽介	181	2.2

- (注) 1. 当社は、自己株式を511,621株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. ハツホ共栄会は、当社の取引先を対象とする持株会であります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	斎藤 悟	
常務取締役	志岐 義幸	営業本部長兼西日本地区統括兼 福山営業所長
取締役	斎藤 豊	総務部長
取締役	伊藤 人勝	中部地区統括兼開発事業部長
取締役	蟹江 茂寿	東日本地区統括兼横浜営業所長
常勤監査役	伊藤 孔一	
監査役	丹羽 正夫	司法書士（丹羽正夫事務所）
監査役	宮寄 良一	弁護士（中綜合法律事務所代表） アドバンス電気工業株式会社社外監査役 株式会社ユー・エス・エス社外監査役

- (注) 1. 監査役丹羽正夫氏及び監査役宮寄良一氏は社外監査役であります。
2. 常勤監査役伊藤孔一氏は当社の経理業務を担当したことがあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役丹羽正夫及び監査役宮寄良一の両氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	5名	74,306千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,895千円 (1,920千円)
合 計	8名	87,202千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年3月25日開催の第35回定時株主総会決議において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成5年3月25日開催の第35回定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額9,424千円（取締役5名、常勤監査役1名）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役宮寄良一氏は、中綜合法律事務所の代表であります。当社は、中綜合法律事務所とは特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役宮寄良一氏は、アドバンス電気工業株式会社及び株式会社ユー・エス・エスの社外監査役であります。当社は、アドバンス電気工業株式会社及び株式会社ユー・エス・エスとは特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
監査役	丹羽正夫	6回中6回	6回中6回	取締役会及び監査役会のすべてに出席し、法律の専門家としての幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	宮寄良一	6回中6回	6回中6回	取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者を見つけられなかったため、当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんでした。

しかしながら、精力的に適切な社外取締役の人選に努めてきた結果、適任者を得ることができましたので、平成28年3月25日開催の第58回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務執行全般について、各業務に関する管理規定を設け、これを内部監査により補完してコンプライアンスの確保に努めております。

監査役会は、常勤1名と非常勤2名の計3名で構成されております。当社は、監査役制度の強化をコーポレート・ガバナンスの基本と考えており、社外の視点から取締役の業務執行を監督しております。なお、社外監査役2名は法律専門家であります。各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担等に従い、取締役会及び各重要会議への出席や業務執行状況、経営状態の調査等を通じ、取締役の職務の執行の監査を行っております。

また、経営諸活動の信頼性確保と透明性の高い経営を実現するため、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画により各営業所の業務実施状況を監査し、異常の早期発見に取り組んでおります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書管理規定に従い保管し、常時閲覧できる体制を整えております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

個々のリスクに応じた管理規定の見直しを図り、組織横断的なリスク及び全社的リスクの対応は、経営管理室が行うほか、各部門の所管業務に付随したリスク管理は当該部門がリスクの把握管理を行っております。また、内部監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、2ヵ月に1回開催される取締役会のほかに月1回開催される常務会により、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。また、取締役、常勤監査役及び執行役員で構成される経営会議を2ヵ月に1回開催し、会社の現状、重要な情報の伝達、方針の徹底、リスクの未然防止の徹底などを行っております。

(5) 株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する当社への報告及び協議を通じ子会社等の適正な経営管理を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役会の求めに応じ、監査役の職務を補助する使用人を選任します。その場合の同使用人の任命、解任及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社の業務及び業績に重大な影響を与える事項について監査役に報告しております。また、監査役は必要に応じいつでも取締役又は使用人に報告を求めることができる体制を整えております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、各監査役は取締役会に、常勤監査役は取締役会のほか重要会議に出席し、取締役の職務の執行に対して厳格な監査を行い、必要に応じて取締役にその説明を求め、意見を述べる体制を整えております。

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,610,325	流動負債	6,574,061
現金預金	3,193,358	支払手形	4,111,510
受取手形	3,008,156	買掛金	1,848,390
電子記録債権	246,498	短期借入金	170,000
売掛金	2,388,894	1年内返済予定長期借入金	85,030
商品	704,969	未払金	146,442
蔵品	5,456	未払費用	33,209
前払費用	28,704	未払法人税等	50,704
未収入金	13,577	前受金	4,444
繰延税金資産	18,365	預り金	45,146
その他	9,849	賞与引当金	36,600
貸倒引当金	△7,505	その他	42,583
固定資産	2,751,619	固定負債	333,735
有形固定資産	1,854,905	長期借入金	117,510
建物	246,588	役員退職慰労引当金	99,469
構築物	5,466	繰延税金負債	6,861
機械装置	75,744	資産除去債務	24,003
車両運搬具	5,301	その他	85,890
工具器具備品	11,696	負債合計	6,907,796
土地	1,506,980	純資産の部	
リース資産	3,127	株主資本	5,434,247
無形固定資産	10,154	資本金	885,134
ソフトウェア	1,533	資本剰余金	1,316,174
電話加入権	7,509	資本準備金	1,316,079
その他	1,111	その他資本剰余金	95
投資その他の資産	886,560	利益剰余金	3,354,213
投資有価証券	111,389	利益準備金	125,500
出資金	19,740	その他利益剰余金	3,228,713
投資不動産	133,004	特別償却準備金	16,862
差入保証金	378,697	別途積立金	2,153,500
保険積立金	184,561	繰越利益剰余金	1,058,351
その他	128,666	自己株式	△121,275
貸倒引当金	△69,499	評価・換算差額等	19,901
資産合計	12,361,945	その他有価証券評価差額金	19,901
		純資産合計	5,454,148
		負債純資産合計	12,361,945

損 益 計 算 書

（平成27年1月1日から）
（平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		17,649,025
売 上 原 価		14,768,976
売 上 総 利 益		2,880,049
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,519,109
営 業 利 益		360,939
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,968	
仕 入 割 引	56,519	
賃 貸 料 収 入	10,225	
そ の 他	13,834	87,548
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,264	
売 上 割 引	13,486	
賃 貸 費 用	1,598	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,290	
そ の 他	577	26,217
経 常 利 益		422,270
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	658	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,208	7,866
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,745	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,884	4,629
税 引 前 当 期 純 利 益		425,507
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	150,237	
法 人 税 等 調 整 額	11,098	161,335
当 期 純 利 益		264,171

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	885,134	1,316,079	95	1,316,174	125,500	18,957	2,153,500	841,238	3,139,196	△120,492	5,220,013
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△49,154	△49,154		△49,154
特別償却準備金の取崩						△2,095		2,095	—		—
当期純利益								264,171	264,171		264,171
自己株式の取得										△783	△783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△2,095	—	217,112	215,017	△783	214,233
当期末残高	885,134	1,316,079	95	1,316,174	125,500	16,862	2,153,500	1,058,351	3,354,213	△121,275	5,434,247

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	21,633	21,633	5,241,647
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△49,154
特別償却準備金の取崩			—
当期純利益			264,171
自己株式の取得			△783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,732	△1,732	△1,732
事業年度中の変動額合計	△1,732	△1,732	212,500
当期末残高	19,901	19,901	5,454,148

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券
時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～38年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地	164,138千円
建物	12,636千円
投資不動産	9,000千円
計	185,775千円

上記の物件は、短期借入金100,000千円、1年内返済予定長期借入金10,000千円、長期借入金17,500千円の担保に供しております。

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	1,692,935千円
投資その他の資産	21,362千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	935千円
② 長期金銭債権	27,000千円
③ 短期金銭債務	2,409千円

(4) 期末日満期手形等の処理について

期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	250,635千円
電子記録債権	29,318千円
支払手形	759,015千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	3,205千円
② 仕入高	1,472千円
③ 販売費及び一般管理費	40,909千円
④ 営業取引以外の取引高	4,026千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,701,656	—	—	8,701,656

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	509,219	2,402	—	511,621

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加2,402株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年3月27日開催第57回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 49,154千円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基準日 平成26年12月31日
- ・ 効力発生日 平成27年3月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成28年3月25日開催予定の第58回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 65,520千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 8円（普通配当7円 創業70周年記念配当1円）
- ・ 基準日 平成27年12月31日
- ・ 効力発生日 平成28年3月28日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	12,063千円
未払事業税	4,781千円
未払事業所税	1,329千円
その他	1,665千円
繰延税金資産（流動）合計	<u>19,840千円</u>
繰延税金負債（流動）	
特別償却準備金	<u>△1,474千円</u>
繰延税金負債（流動）合計	<u>△1,474千円</u>
繰延税金資産（流動）の純額	<u>18,365千円</u>
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	23,487千円
役員退職慰労引当金	32,019千円
長期未払金	4,424千円
ゴルフ会員権評価損	2,542千円
商品評価損	7,284千円
関係会社株式評価損	2,546千円
資産除去債務	8,943千円
減損損失	4,842千円
その他	389千円
小計	<u>86,480千円</u>
評価性引当額	<u>△77,031千円</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>9,449千円</u>
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	△282千円
特別償却準備金	△6,580千円
その他有価証券評価差額金	△9,447千円
繰延税金負債（固定）合計	<u>△16,311千円</u>
繰延税金負債（固定）の純額	<u>△6,861千円</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は593千円減少し、法人税等調整額が1,564千円、その他有価証券評価差額金が971千円、特別償却準備金が903千円、それぞれ増加しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は運転資金や設備資金など、事業活動に必要な資金を銀行借入等により調達しております。また、一時的な余剰資金は流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権、売掛金、破産更生債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上で関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、主に営業拠点の土地及び建物を賃借するための敷金と営業取引に係る保証金であり、契約先（賃貸人又は取引先）の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが6ヵ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に必要な流動資金の調達（3ヵ月以内）であり、長期借入金は、長期運転資金及び設備投資に係る資金調達（3年以内）であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況を注視しながら、回収懸念のある先には抵当権の設定等により債権保全し、リスク軽減を図っております。差入保証金については、契約時から定期的に格付取得状況や財産状態等を調査し、一定以上の信用力が維持されていることを確認しております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することにより市場価格の変動リスクの軽減を図っております。借入金の変動金利に対して、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用する等、必要に応じて固定化を図りリスクをヘッジしております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入返済に対する資金調達は、決済資金予定と設備計画を合わせた資金繰計画に基づいて管理しております。決済資金については、手許資金を維持しながら、銀行からの十分な資金調達枠の確保によって対処しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2参照）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金預金	3,193,358	3,193,358	—
(2) 受取手形	3,008,156	3,008,156	—
(3) 電子記録債権	246,498	246,498	—
(4) 売掛金	2,388,894	2,388,894	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	109,549	109,549	—
(6) 差入保証金 販売拠点敷金等	73,738	66,127	△7,610
(7) 破産更生債権等 貸倒引当金	52,911 △46,195		
	6,715	6,715	—
資産計	9,026,912	9,019,301	△7,610
(1) 支払手形	4,111,510	4,111,510	—
(2) 買掛金	1,848,390	1,848,390	—
(3) 短期借入金	170,000	170,000	—
(4) 1年内返済予定長期借入金	85,030	85,030	—
(5) 長期借入金	117,510	117,510	—
負債計	6,332,441	6,332,441	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
株式は取引所の価格により、証券投資信託受益証券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (6) 差入保証金
相手先の信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。
- (7) 破産更生債権等
担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 1年内返済予定長期借入金、(5) 長期借入金
これらは元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。その結果、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 投資有価証券	
非上場株式	1,840
(2) 関係会社株式	
子会社株式	0
関連会社株式	0
(3) 差入保証金	
営業保証金等	304,959
合計	306,799

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	3,185,890	—	—	—
受取手形	3,008,156	—	—	—
電子記録債権	246,498	—	—	—
売掛金	2,388,894	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	37,881	—
差入保証金	—	24,966	5,232	43,540
破産更生債権等 ※	2,186	707	—	—
合計	8,831,626	25,673	43,113	43,540

※破産更生債権等のうち償還予定の時期及び金額が見込めない50,017千円については、含まれておりません。

4. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	170,000	—	—	—	—	—
長期借入金	85,030	76,660	40,850	—	—	—
リース債務	1,559	774	774	129	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱タンポポホームサービス	岐阜県多治見市	17,000	建設業	(所有)直接100.0	資金の援助 役員の兼任	—	—	長期未収入金 (注2)	15,000
							—	—	長期貸付金 (注2)	12,000
							利息の受取 (注1)	120	未収入金 (注2)	30

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. ㈱タンポポホームサービスに対し、23,300千円の貸倒引当金を計上しております。
 3. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱ユーエス	広島県福山市	3,000	不動産賃貸業	(被所有)直接 0.2	事務所・倉庫借 役員の兼任	賃借料の支払 (注1)	11,400	—	—
	白百合商事㈱	名古屋市千種区	10,000	不動産賃貸業	(被所有)直接16.9	事務所・倉庫借 役員の兼任	賃借料の支払 (注1)	14,239	—	—
役員 の近親者	齋藤 実 (注2)	—	—	当社相談役	(被所有)直接 3.2	当社相談役	相談役報酬 の支払 (注1)	10,500	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 ・事務所の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて所定金額を決定しております。
 ・相談役報酬額は、常務会において決定しております。
 2. 代表取締役社長齋藤 悟の実父であり、当社の代表取締役社長及び会長として企業経営に携わってきた実績があり、長年の経験、知識、幅広い人脈等をもとに、当社に対して助言指導を行っております。
 3. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	665円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	32円25銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

資産除去債務に関する注記

当事業年度末（平成27年12月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(イ) 当該資産除去債務の概要

営業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

なお、当事業年度末における資産除去債務のうち一部は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20～31年と見積り、割引率は1.9～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(ハ) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,606千円
時の経過による調整額	396千円
期末残高	<u>24,003千円</u>

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

初穂商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	井	夏	樹	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	野	敦	生	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、初穂商事株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月25日

初 穂 商 事 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 伊 藤 孔 一 ㊟
社外監査役 丹 羽 正 夫 ㊟
社外監査役 宮 寄 良 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、中長期的な視点から経営基盤の確立及び事業展開に備えるための内部留保を勘案し、業績に応じた利益還元を安定的かつ継続的に行い、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、平成28年2月1日に創業70周年を迎えることができましたことから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すべく、記念配当を加え、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円（普通配当7円 創業70周年記念配当1円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は65,520,280円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業拡大に備えるため、現行定款第2条の事業の目的に所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定により、定款第30条（取締役との責任限定契約）及び第36条（監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
 なお、定款第30条（取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条 （条文省略） （目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 8. （条文省略） （新設） （新設） （新設） <u>9. 建築用鋸打銃の販売</u> <u>10. 前各号に付帯する一切の業務</u>	第1条 （現行どおり） （目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 8. （現行どおり） <u>9. 発電及び売電に関する事業</u> <u>10. 建設機械のレンタル業</u> <u>11. 電気工事業</u> （削除） <u>12.</u> （現行どおり）

現行定款	変更案
<p>第3条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第30条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第31条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第35条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第44条 (現行どおり)</p>

(注)本議案が承認された場合には、当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員と責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制及びガバナンス機能の一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いそ べ たか ひで 磯 部 隆 英 (昭和28年 9月29日生)	昭和61年 3月 公認会計士登録 平成13年 1月 名古屋中小企業投資育成株式会社入社 平成18年 1月 同社業務第一部長 平成18年 6月 同社取締役業務第一部長 平成26年 6月 名古屋中小企業投資育成株式会社取締役業務第一部長退任 平成26年 6月 未来工業株式会社社外取締役 平成27年 6月 未来工業株式会社社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 未来工業株式会社 社外取締役	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 磯部隆英氏は、新任候補者であり、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役の選任理由について
磯部隆英氏は、公認会計士として長年の経験と見識を有していることに加え、投資育成会社で経営に関与した経験による幅広い見地から、その専門的な経験と見識を当社ガバナンス機能の強化に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、磯部隆英氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役伊藤孔一及び丹羽正夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いとうこういち 伊藤孔一 (昭和31年7月1日生)	昭和54年3月 当社入社 平成12年4月 当社総務部次長 平成18年4月 当社総務部部長代理 平成23年3月 当社常勤監査役(現任)	23,400株
2	にわまさお 丹羽正夫 (昭和27年2月24日生)	昭和61年1月 丹羽正夫事務所設立(現任) 平成5年3月 当社社外監査役(現任)	—

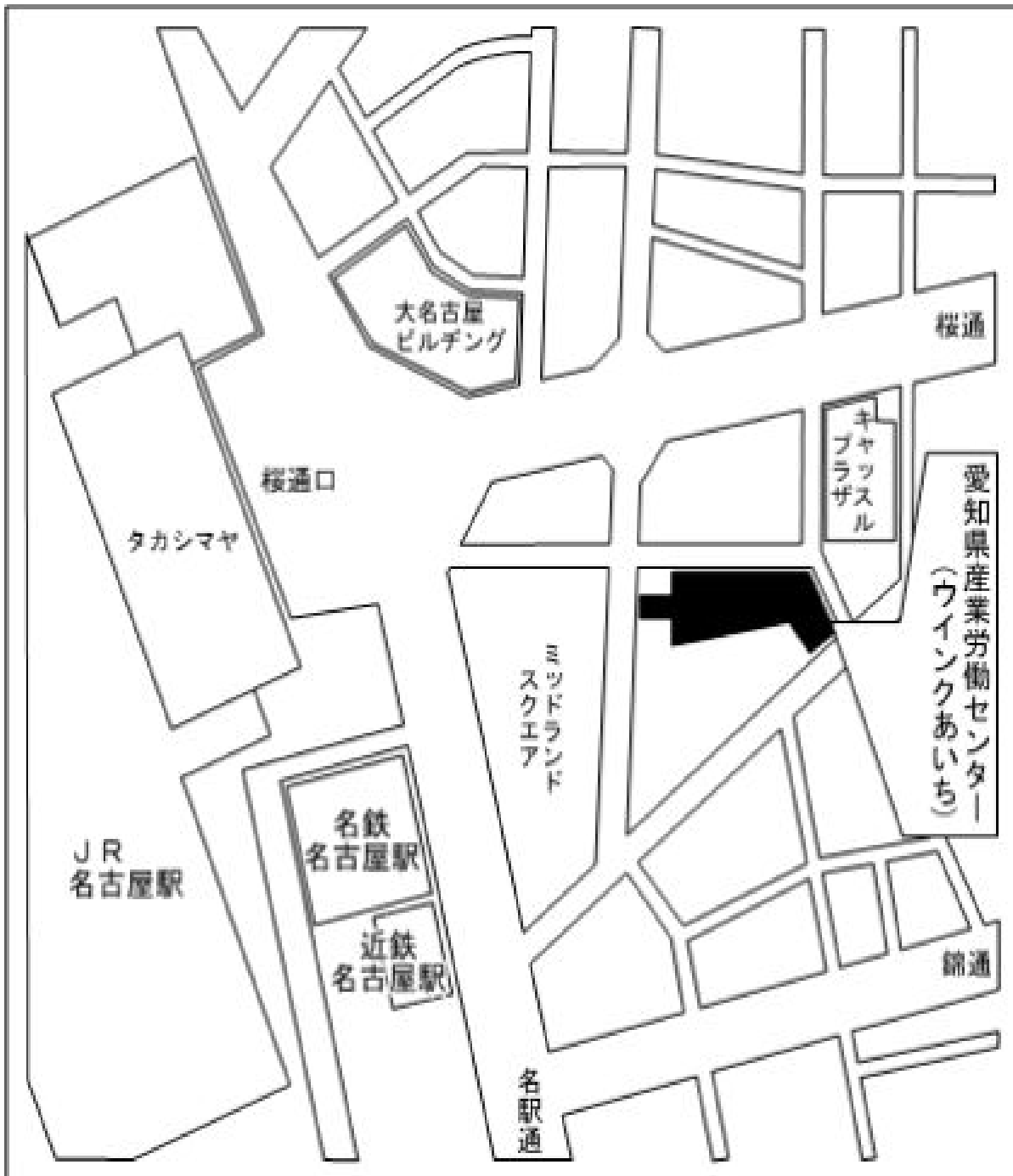
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 丹羽正夫氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 丹羽正夫氏は、法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有し、客観的な立場から監査を行うことができることに期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 当社は、丹羽正夫氏が再任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 丹羽正夫氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって23年であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

株主総会会場ご案内図



会場 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
愛知県産業労働センター（ウイंकあいち） 5階小ホール

交通 JR・地下鉄・名鉄・近鉄名古屋駅下車

- ・JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ・ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

◎お願い 会場には駐車場の用意はいたしていませんので、公共交通機関等をご利用願います。